

牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針 の改正に係るQ & A

令和6年2月8日
畜産振興課 作成

1 死亡牛のBSE検査対象牛確認について

問1. 全月齢が検査対象になり、検査頭数が増えるのではないのでしょうか。

答. 今般の指針改正では、WOAHコード改正を踏まえ、BSE検査対象について月齢制限を撤廃し、症状の有無により判断するとされましたが、国からは検査対象を拡大する意図はなく、月齢以外の判断基準は実質的に変更なく、さらに症状の絞り込みを行うと説明されており（R5.10.18家畜衛生部会）、検査頭数は減少するものと考えています。

問2. 北海道として、どの程度の検査頭数を見込んでいますか。

答. 基本的には現行のBSE検査対象牛のうち、月齢（96か月齢以上）により検査が必要と判断した牛を除いた頭数とほぼ同数になると考えており、北海道内では現行の半数以下になるものと想定しています。

問3. 世界的にBSEの発生が減少し、国内では平成21年の発生以来報告がないなかで、BSEの発症牛を実際に診たことのない獣医師が増えています。
BSEを疑う症状とはどのようなもののでしょうか。

答. 指針第3章の1の（1）に示されている特定症状、歩行困難・起立不能等の症状、BSE関連症状のことで、BSE検査の要否については、フローチャートに従って判断してください。

問4. 「進行性の神経症状」の進行性とはどのようなイメージでしょうか。

答. BSEは、2～8年の潜伏期間の後発病し、行動異常や運動失調を示すようになって、2週間から6か月の経過を経て死に至る疾病です。「進行性の

行動変化、神経症状」とは、行動異常や運動失調を示すようになって、2週間から6か月の期間の時間をかけて、症状が進行していく状態を指すものとしします。

問5. 突然死（治療歴のない牛）の検査要否について確認方法を教えてください。

答. 当該牛の過去のカルテの確認並びに飼養者に聞き取りを実施し、フローチャートに沿ってBSE検査要否を確認して下さい。

問6. 牛の死亡認定を遠隔により行うとき、農家への聞き取りが複雑になると困ります。

答. 前設問のとおりご確認をお願いします。

問7. フローチャートに示されている疾患と疑った死亡牛は、もれなくBSE検査をするのでしょうか。

答. 15疾患のうち、7疾患を疑った場合についてはもれなく検査対象とします。8疾患については臨床検査以外の生化学検査、病理学的検査、X線・エコー検査等の画像診断等により確定診断した場合は検査対象外となります。

問8. 起立不能を呈した牛を、通常臨床的に診断し廃用としています。BSE検査要否を決めるために、血液検査等の追加検査が必要でしょうか。

答. BSE検査の要否を判断するための追加検査は不要です。死亡又は廃用とした時点で、生化学検査等を実施済みで、その結果をもってBSE以外の疾患と診断できる場合は、検査対象外とします。

問 9. 起立不能牛のうち、臨床観察のみで BSE 検査対象外になることはありますか。

答. 骨折や股関節脱臼等の外傷性に起因する起立不能牛について、視診、触診等臨床検査により明らかであれば、検査対象外として差し支えありません。

問 10. BSE 関連症状のうち 1 つでも症状を認めた牛は BSE 検査をするのでしょうか。

答. 牛の全身状態から感染症、代謝性、外傷性、腫瘍性、毒性の原因で説明できる場合は検査対象外とします。神経疾患に起因する症状であると疑う場合で、BSE 以外の疾病と確定診断がつかない場合は検査対象となります。

問 11. 指針改正によりダウンナー症候群、頸髄症、癲癇、橈骨神経麻痺等の疾患名が削除されましたが、これらを疑う場合は BSE 検査不要でしょうか。

答. 疾患名は指針から削除されましたが、これらの疾患を疑う牛が「その他末梢神経麻痺の症状を呈し感染症を疑わない牛」として起立不能で、臨床検査のみで診断していれば起立不能牛として検査対象となります。

問 12. BSE 検査対象とした牛について、追って確定診断がついた場合はどのように対応するのですか。

答. 死亡獣畜処理指示書を交付する時点で判断したとおりとします。

2 異常牛の通報について

問13. 特定症状牛だけでなく、起立不能牛も通報対象なるのでしょうか。

答. 歩行困難、起立不能等の症状を呈している牛で、その症状が進行性であり、他の一般的な理由（感染症、代謝性、外傷性、腫瘍性、毒性の原因をいう。以下同じ。）では説明できない場合は対象となります。

ただし、BSEは、2～8年の潜伏期間の後発病し、行動異常や運動失調を示すようになって、2週間から6か月の経過を経て死に至ることから、「進行性の行動変化、神経症状」とは、行動異常や運動失調を示すようになって、2週間から6か月の期間をかけて、症状が進行していく状態を指すものとしします。

問14. 通報対象の牛について、農家は発見次第ただちに通報しなければならないのでしょうか。

答. 異常牛を発見したら直ちに家保に通報するのではなく、まず、臨床獣医師の診察を受けてください。

臨床獣医師は、診察した結果、廃用とする場合は、死亡牛のBSE検査対象牛確認フローチャートに従ってBSE検査を実施してください。治療を行う場合は、慎重に経過観察していただき、治療に反応しない進行性の神経症状があり、かつ他の一般的理由で説明できず、BSEを強く疑う症状である場合に家保に通報してください。

通報前に、対応について、家保にご相談いただくことも可能です。

なお、他の監視伝染病と異なり、農場において隔離、殺処分しなくても水平感染のおそれがないため、早急に判断を下す必要はなく、異常牛の発見から通報までの期間は問いません。

問15. 通報があった場合、家畜保健衛生所は農場に立入りますか。

答. 家保は臨床獣医師からの通報を受け、慎重な聴取の結果、BSE以外の疾病を疑い、病理解剖を実施する場合は当該牛を家保へ運搬するよう指示します。また、聴取の結果、必要と判断した場合は農場に立入り、徹底した臨床検査を実施します。

3 7 疾病・8 疾病・BSE 関連症状を疑い、家畜保健衛生所で病理解剖を実施する場合について

問16. ア (a) に分類される疾患名を疑い、家保で病理解剖を行ったが BSE 以外の疾病と診断がつかなかった場合は、BSE 検査が必要でしょうか。また、必要な場合、死亡牛の届出、死亡獣畜処理指示書、死亡牛処理整理票はどのように処理するべきでしょうか。

答. BSE 検査は必要ですが、特措法第6条第1項に基づく届出は不要です。死体はエライザ検査実施前に焼却して差し支えありません。死体は家保の焼却炉で焼却するため、死亡獣畜処理指示書及び死亡牛処理整理票は不要です。

問17. ア (a) に分類される疾患名を疑い、家保で病理解剖により BSE 以外の疾病と確定診断した牛の BSE 検査は不要でしょうか。

答. 病理解剖を実施し、中枢神経に腫瘍を認めた場合や、ブラックライトを照射し大脳皮質壊死症と確定診断した場合等、病理解剖により BSE 以外の疾病と確定診断した牛は、検査対象外です。

問18. BSE 関連症状を示し、病理解剖の結果、肉眼所見で脳、心臓、骨格等に奇形が認められた場合は BSE 検査不要でしょうか。

答. 病理解剖を実施し、脳、内臓及び骨格の奇形が原因で症状を示したと判断した場合は、病理学的検査により診断したことになるため検査対象外です。